

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和元年十二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月二十七日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉 村 正 則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 前橋長瀬線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	<p>本庄市児玉町太駄字中反四六九番 地先から同市児玉町太駄字中反四 六九番地先まで</p>	区 間
<p>一二・四二 三） 三五・七六</p>	<p>一二・四二 一） 一四・〇二</p>	敷地の幅員（メートル）
	四四・五〇	延 長（メートル）
	落石防護柵設置工事	備 考